

こ成環第 223 号  
令和 7 年 5 月 27 日

各 都道府県知事 殿

こども家庭庁長官  
( 公 印 省 略 )

妊婦のための支援給付交付金の交付について

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）の施行による、子ども・子育て支援法第 68 条第 1 項の規定に基づく交付金の交付については、別紙「妊婦のための支援給付交付金交付要綱」により行うこととされ、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

各都道府県におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対してこの旨通知されたい。

## 別 紙

### 妊婦のための支援給付交付金交付要綱

#### (通則)

- 1 妊婦のための支援給付交付金（以下「交付金」という。）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び子ども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和5年内閣府令第41号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

#### (交付の目的)

- 2 この交付金は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第68条第1項の規定に基づき、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支弁する妊婦支援給付金の支給に要する費用の全額を負担することにより、妊婦等に対し妊娠期から切れ目のない支援を行うことを目的とする。

#### (交付の対象)

- 3 この交付金は、法第65条第1号の規定に基づき、市町村が支弁する妊婦支援給付金の支給に要する費用を交付の対象とする。

#### (交付額の算定方法)

- 4 この交付金の交付額は、法第10条の12第2項の規定に基づき、妊婦給付認定者に対して市町村が支給した妊婦支援給付金の額の全額とする。

#### (交付の条件)

- 5 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
  - (1) 交付金に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式1の調書を作成し、交付金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

#### (申請手続)

- 6 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。
  - (1) 市町村長は、様式2による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が別に指定する日までに都道府県知事に提出するものとする。
  - (2) 都道府県知事は、市町村長から(1)の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、様式3に関係書類を添えて、別に指定する日までに子ども家庭庁長官に提出するものとする。

#### (変更交付申請)

- 7 この交付金の交付決定後の事情の変更により、年間所要額に増減を生じ、申請の内容を

変更して追加交付申請等を行う場合には、次により行うものとする。

- (1) 市町村長は、様式6による申請書を都道府県知事が別に指定する日までに、都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、市町村から(1)の申請書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、様式7に関係書類を添えて、別に指定する日までに、こども家庭庁長官に提出するものとする。

(標準処理期間)

- 8 都道府県知事は、交付申請書が到達した日から起算して原則として1月以内にこども家庭庁長官に提出するものとし、こども家庭庁長官は交付申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(交付決定の通知)

- 9 この交付金の交付の決定は、次により行うものとする。
  - (1) こども家庭庁長官は、市町村の交付金の交付決定を行うものとし、都道府県に対して、様式4又は様式8により、市町村への交付決定の通知を依頼するものとする。
  - (2) 都道府県知事は、(1)の依頼があったときは、市町村に対し、様式5又は様式9により速やかに交付決定の通知を行うものとする。

(交付金の概算払)

- 10 こども家庭庁長官は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

- 11 この交付金の実績の報告は、次により行うものとする。
  - (1) 市町村長は、都道府県知事が別に指定する日までに、様式10による報告書を都道府県知事に提出するものとする。
  - (2) 都道府県知事は、市町村から(1)の報告書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、様式11に関係書類を添えて、こども家庭庁長官が別に指定する日までに、こども家庭庁長官に提出するものとする。

(額の確定)

- 12 この交付金の交付額の確定は、次により行うものとする。
  - (1) こども家庭庁長官は、市町村の交付金の額の確定を行うものとし、都道府県に対して、様式12により、市町村への交付額の確定の通知を依頼するものとする。
  - (2) 都道府県知事は、(1)の依頼があったときは、市町村に対し、様式13により速やかに交付額の確定の通知を行うものとする。
  - (3) 交付金の額の確定の結果、既にその額を超える交付金が交付されている市町村がある

場合、都道府県知事は超過した交付額について、別に指定する日までに、国庫に返還することを命ずるものとする。

- (4) 交付金の額の確定の結果、交付された交付金に不足が生じた市町村がある場合、子ども家庭庁長官は、その不足に係る交付金を交付するものとする。

(事業実績報告の訂正)

- 13 子ども家庭庁長官が額の確定を終了した後において、当該確定の基礎となった実績報告を訂正する事由が生じた場合の取扱いは、次により行うものとする。

(1) 市町村長は、実績報告を訂正する事由が生じたときは、様式10による報告書を速やかに都道府県知事に提出するものとする。

(2) 都道府県知事は、市町村から(1)の報告書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめの上、様式11と併せて速やかに子ども家庭庁長官に提出するものとする。

(3) 実績報告の訂正に伴うその他の手続等については、11、12及び14に定めるところに準じて行うものとする。

(その他)

- 14 この交付金の交付に当たっては、上記に定めるところの他、以下によるものとする。

(1) 特別の事情により、本交付要綱に定める手続によることができない場合には、あらかじめ子ども家庭庁長官の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(2) 都道府県知事は、市町村長が都道府県知事に提出すべき市町村分交付金に係る各様式に定められている事項のほかに必要と認める事項を加えて定めることができるものとする。

(3) 市町村長が都道府県知事に提出した市町村分交付金に係る書類は、全て都道府県において会計年度毎に各書類の種別に分類し一括して保存するものとする。

(様式1)

### 令和※年度妊婦のための支援給付交付金調書

令和 年度

内閣府所管 一般会計

自治体名

国	地方公共団体										備考	
	歳 入					歳 出						
	科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額	国庫補助金相当額		
歳出予算科目 交付決定額												
(組織) ことば家庭庁	円											円
(項) 妊婦のための支援給付費												
(目) 妊婦のための支援給付交付金												

- 1 「国」の「交付決定額」は、交付決定の額を記載すること。
- 2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入及び歳出については款、項、目をそれぞれ記載すること。
- 3 「予算額」は、歳入に当たっては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出に当たっては当初予算額、補正予算額、流用増減額等の区分を明らかに記載すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を逐直記載すること。

(様式2)

( 文 書 番 号 )  
令和※※年※※月※※日

こども家庭庁長官 殿

市町村長

令和※年度妊婦のための支援給付交付金の交付申請について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 交付申請額 様式2別表の交付申請額のとおり
- 2 添付書類
  - ・令和※年度妊婦のための支援給付交付金所要額調書（様式2別表）
  - ・令和※年度妊婦のための支援給付交付金実施計画書
  - ・歳入歳出予算書（又は見込み書）抄本

(様式2別表)

## 令和※年度妊婦のための支援給交付金所要額調査書

令和 年度

自治体名 \_\_\_\_\_

地方公共団体コード \_\_\_\_\_

種目	妊婦給付認定見込者数 A 人	支給見込額 B 円	交付申請額 C 円
妊婦支援給付金			

### 参考値

前年度1年間の妊婦届出数	前年度1年間の出生者数
人	人

※ 地方公共団体コードとは、情報処理の効率化と円滑化に資するため、コード標準化の一環として、総務省が設定した6ケタのコード番号である。

- 1 A欄には、当該年度内の妊婦給付認定見込者数を記載すること。
- 2 B欄には、当該年度内に支給する見込額を記載すること。
- 3 C欄には、妊婦のための支援給交付金の交付申請額を記載すること。
- 4 「前年度1年間の妊婦届出数」欄には、住民票を有する者からの妊婦届出数を記載すること。
- 5 「前年度1年間の出生者数」欄には、住民票を有する出生者数を記載すること。

## 様式2 実施計画書

### 令和※年度妊婦のための支援給付交付金実施計画書

#### 1 事業年度

令和 年度

#### 2 妊婦給付認定見込者数

妊婦給付認定者 人

#### 3 支給方法

※該当する場合に☑にすること。

法施行規則第1条の4の4に規定する支払の方法

市町村が実施する本人の希望に応じたクーポン等の支給方法  
※具体的な方法を記載すること。

( )

#### 4 連携方法実施体制

※法第10条の3の規定による妊婦等包括相談支援事業との連携として、効果的に組み合わせた実施による妊娠中の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減のための総合的な支援として、市町村の連携方法の実施体制に該当するものに☑すること。

妊婦給付認定の申請を受け付けた時に面談を実施

死産または流産等した場合に面談を実施

出産前（出産予定日の8週間前の日以降出産日の前日）に面談を実施

出産後に面談を実施

出産後以降の随時の相談対応を実施

上記以外の時期に面談を実施 ※時期を記載すること。

( )

オンライン面談等のデジタル技術を活用した相談対応を実施

デジタル技術を活用した定期的または随時の情報発信を実施

面談者のスキル向上研修を実施（面談の質の向上のため）

対象者アンケートを実施（面談効果検証のための満足度や意見聴取）

その他

( )

(様式3)

( 文 書 番 号 )  
令和※※年※※月※※日

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事

令和※年度妊婦のための支援給付交付金の交付申請について

管内市町村から提出された標記申請書について、その内容を審査し、適正であることを確認したので提出する。

1 交付申請額 金 ※※※※※※※※※※円

2 添付書類

・令和※年度妊婦のための支援給付交付金交付申請額内訳表 (様式3別表)



(様式 4)

こ 成 環 第 ※ 号  
令和※※年※※月※※日

都道府県知事 殿

こども家庭庁長官

令和※年度妊婦のための支援給付交付金交付決定通知依頼書

令和※年※月※日※※※※で進達があった令和※年度妊婦のための支援給付交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第 6 条第 1 項の規定により、別表のとおり交付決定することにしたので、令和※年※月※日こ成環第※号こども家庭庁長官通知の別紙「妊婦のための支援給付交付金交付要綱」の 9（2）に定める様式により貴管内市町村に通知されたい。

なお、この交付決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第 9 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和※※年※※月※※日とするので併せて通知されたい。



(様式 5)

( 文 書 番 号 )

令和※年度妊婦のための支援給付交付金交付決定通知書

(市町村名)

令和※※年※※月※※日※※※※で申請のあった令和※年度妊婦のための支援給付交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項の規定により、令和※年※月※日こ成環第※号をもって、次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

令和※※年※※月※※日

都道府県知事

- 1 この交付金の交付の対象となるものは、令和※年※月※日こ成環第※号こども家庭庁長官通知の別紙「妊婦のための支援給付交付金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)の3に定める妊婦支援給付金である。
- 2 交付金の額は次のとおりである。ただし、実施内容が変更された場合において、交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

交付金の額 金※※※※※※※※円

- 3 交付金の額は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものである。
- 4 この交付金の交付の決定は、交付要綱の5に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 5 この交付金の実績の報告は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。
- 6 この交付金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和※※年※※月※※日とする。

(様式6)

( 文 書 番 号 )  
令和※※年※※月※※日

こども家庭庁長官 殿

市町村長

令和※年度妊婦のための支援給付交付金の変更交付申請について

令和※※年※※月※※日こ成環第※号で交付を受けた標記交付金について、次のとおり申請内容を変更したいので、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 交付申請額 金 ※※※※※※※※※※円
  
- 2 添付書類
  - ・令和※年度妊婦のための支援給付交付金変更交付申請額算出表(様式6別表)
  - ・令和※年度妊婦のための支援給付交付金実施変更計画書(様式6実施変更計画書)
  - ・歳入歳出予算書(又は見込み書)抄本

(様式6別表)

### 令和※年度妊婦のための支援給交付金変更交付申請額算出表

令和 年度

自治体名

地方公共団体コード

種目	妊婦給付認定見込者数	支給見込額	交付申請額	既交付決定額	今回追加 (一部取消)額 (C-D)
	A 人	B 円	C 円	D 円	E 円
妊婦支援給付金					

参考値

前年度1年間の 妊娠届出数	前年度1年間の 出生者数
人	人

妊婦給付認定見込者数

変更前	変更後
人	人

※ 地方公共団体コードとは、情報処理の効率化と円滑化に資するため、コード標準化の一環として、総務省が設定した6ケタのコード番号である。

- 1 A欄には、変更後の妊婦給付認定見込者数を記載すること。
- 2 B欄には、当該年度内に支給する見込額を記載すること。
- 3 C欄には、妊婦のための支援給交付金の交付申請額を記載すること。
- 4 妊婦給付認定見込者数欄には、変更前と変更後の見込人数を記載すること。
- 5 「前年度1年間の妊娠届出数」欄には、住民票を有する者からの妊娠届出数を記載すること。
- 6 「前年度1年間の出生者数」欄には、住民票を有する出生者数を記載すること。
- 7 D欄には、既を受けた交付決定額を記載すること。

## 様式6 実施変更計画書

### 令和※年度妊婦のための支援給付交付金実施変更計画書

#### 1 事業年度

令和 年度

#### 2 妊婦給付認定見込者数

妊婦給付認定者 人

#### 3 支給方法

※該当する場合は☑にすること。

法施行規則第1条の4の4に規定する支払の方法

市町村が実施する本人の希望に応じたクーポン等の支給方法  
※具体的な方法を記載すること。

( )

#### 4 連携方法実施体制

※法第10条の3の規定による妊婦等包括相談支援事業との連携として、効果的に組み合わせた実施による妊娠中の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減のための総合的な支援として、市町村の連携方法の実施体制に該当するものに☑すること。

妊婦給付認定の申請を受け付けた時に面談を実施

死産または流産等した場合に面談を実施

出産前（出産予定日の8週間前の日以降出産日の前日）に面談を実施

出産後に面談を実施

出産後以降の随時の相談対応を実施

上記以外の時期に面談を実施 ※時期を記載すること。

( )

オンライン面談等のデジタル技術を活用した相談対応を実施

デジタル技術を活用した定期的または随時の情報発信を実施

面談者のスキル向上研修を実施（面談の質の向上のため）

対象者アンケートを実施（面談効果検証のための満足度や意見聴取）

その他

( )

(様式7)

( 文 書 番 号 )  
令和※※年※※月※※日

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事

令和※年度妊婦のための支援給付交付金の変更交付申請について

管内市町村から提出された標記申請書について、その内容を審査し、適正であることを確認したので提出する。

1 変更交付申請額 金 ※※※※※※※※※※※※※※円

2 添付書類

- ・令和※年度妊婦のための支援給付交付金変更交付申請額内訳表  
(様式7別表)



(様式 8)

こ 成 環 第 ※ 号  
令 和 ※ ※ 年 ※ ※ 月 ※ ※ 日

都道府県知事 殿

こども家庭庁長官

令和※年度妊婦のための支援給付交付金変更交付決定通知依頼書

令和※※年※※月※※日こ成環第※号で交付決定の通知を依頼した令和※年度妊婦のための支援給付交付金については、令和※※年※※月※※日※※※※で進達があった申請に基づき、決定の内容の一部を別表のとおり変更することに決定したので、令和※年※月※日こ成環第※号こども家庭庁長官通知の別紙「妊婦のための支援給付交付金交付要綱」の9(2)に定める様式により貴管内市町村に通知されたい。

なお、この決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和※※年※※月※※日とするので併せて通知されたい。



(様式 9)

( 文 書 番 号 )

令和※年度妊婦のための支援給付交付金変更交付決定通知書

(市町村名)

令和※※年※※月※※日※※※※で交付決定通知を行った令和※年度妊婦のための支援給付交付金については、令和※※年※※月※※日※※※※申請に基づき、令和※※年※※月※※日こ成環第※号をもって決定の内容の一部が次のとおり変更することに決定されたので通知する。

令和※※年※※月※※日

都道府県知事

- 1 この交付金の交付の対象となるものは、令和※年※月※日こ成環第※号こども家庭庁長官通知の別紙「妊婦のための支援給付交付金交付要綱」の3に定める妊婦支援給付金である。
- 2 交付金の額は次のとおりである。

交付金の額	金※※※※※※※※円
(うち今回増加(減少)額)	金※※※※※※※※円)
- 3 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和※※年※※月※※日とする。

(様式 10)

( 文 書 番 号 )  
令和※※年※※月※※日

こども家庭庁長官 殿

市町村長

令和※年度妊婦のための支援給付交付金の事業実績報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 14 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告する。

1 交付金実績額

様式 10 別表の支給額

2 添付書類

- ・ 令和※年度妊婦のための支援給付交付金実績報告額算出表  
(様式 10 別表)
- ・ 令和※年度妊婦のための支援給付交付金事業実施報告書  
(様式 10 事業実績報告書)
- ・ 歳入歳出決算書（又は見込み書）抄本

(様式10別表)

令和※年度妊婦のための支援給交付金実績報告額算出表

令和 年度

自治体名

地方公共団体コード

種目	妊婦給付認定者数 A 人	支給額 B 円	交付決定額 C 円	受入済額 D 円	差引過不足額 (D-B) E 円
妊婦支援給付金					

参考値

前年度1年間の 妊娠届出数	前年度1年間の 出生者数
人	人

※ 地方公共団体コードとは、情報処理の効率化と円滑化に資するため、コード標準化の一環として、総務省が設定した6ケタのコード番号である。

1 A欄には、当該年度内の妊婦給付認定者数を記載すること。

2 B欄には、当該年度内に支給した額を記載すること。

3 C欄には、交付決定額を記載すること。

4 D欄には、既に入れた額を記載すること。

5 「前年度1年間の妊娠届出数」欄には、住民票を有する者からの妊娠届出数を記載すること。

6 「前年度1年間の出生者数」欄には、住民票を有する出生者数を記載すること。

## 様式 10 事業実績報告書

### 令和※年度妊婦のための支援給付交付金事業実施報告書

#### 1 事業年度

令和 年度

#### 2 妊婦給付認定者数

妊婦給付認定者 人

#### 3 支給方法

※該当する場合は☑にすること。

法施行規則第 1 条の 4 の 4 に規定する支払の方法

市町村が実施する本人の希望に応じたクーポン等の支給方法  
※具体的な方法を記載すること。

( )

#### 4 連携方法実施体制

※法第 10 条の 3 の規定による妊婦等包括相談支援事業との連携として、効果的に組み合わせた実施による妊娠中の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減のための総合的な支援として、市町村の連携方法の実施体制に該当するものに☑すること。

妊婦給付認定の申請を受け付けた時に面談を実施

死産または流産等した場合に面談を実施

出産前（出産予定日の 8 週間前の日以降出産日の前日）に面談を実施

出産後に面談を実施

出産後以降の随時の相談対応を実施

上記以外の時期に面談を実施 ※時期を記載すること。

( )

オンライン面談等のデジタル技術を活用した相談対応を実施

デジタル技術を活用した定期的または随時の情報発信を実施

面談者のスキル向上研修を実施（面談の質の向上のため）

対象者アンケートを実施（面談効果検証のための満足度や意見聴取）

その他

( )

(様式 11)

( 文 書 番 号 )  
令和※※年※※月※※日

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事

令和※年度妊婦のための支援給付交付金の実績報告について

管内市町村から提出された標記報告書について、その内容を審査し、適正であることを確認したので様式 11 別表のとおり提出する。

1 交付金実績額

金 ※※※※※※※※※※円

2 添付書類

- ・ 令和※年度妊婦のための支援給付交付金実績報告額内訳表  
(様式 11 別表)



(様式 12)

こ 成 環 第 ※ 号  
令和※※年※※月※※日

都道府県知事 殿

こども家庭庁長官

令和※年度妊婦のための支援給付交付金の交付額確定通知依頼書

令和※※年※※月※※日こ成環第※号で交付決定の通知を依頼した貴管内市町村に係る令和※年度妊婦のための支援給付交付金については、令和※※年※※月※※日※※※※で進達があった実績報告に基づき、別表のとおり交付額を確定したので、令和※年※月※日こ成環第※号こども家庭庁長官通知の別紙「妊婦のための支援給付交付金交付要綱」の12(2)に定める様式により貴管内市町村に通知されたい。

(超過交付額が生じた場合)

なお、超過交付となった金額については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、令和※※年※※月※※日までに返還することを命ずるので、この旨併せて通知願いたい。



(様式 13)

( 文 書 番 号 )

令和※年度妊婦のための支援給付交付金交付額確定通知書

(市町村名)

令和※※年※※月※※日※※※※で交付決定通知を行った令和※年度妊婦のための支援給付交付金については、令和※※年※※月※※日※※※※実績報告に基づき、令和※※年※※月※※日こ成環第※号をもって交付額が下記のとおり確定され、確定の結果不足となる金額については、下記のとおり追加交付されることに決定したので通知する。

なお、超過交付となった額については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 18 条第 2 項の規定により、令和※※年※※月※※日までに返還することを命ぜられたので通知する。

令和※※年※※月※※日

都道府県知事

記

	妊婦のための支援給付交付金
交付確定額	円
追加交付額	円
返 還 額	円